



インドGST制度およびGST Reform 2.0の概要

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ニューデリー事務所

貿易投資相談課

2026年1月

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所がGrant Thornton Bharat LLPに作成委託し、2025年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。ジェトロおよび委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付隨的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび委託先が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外ビジネスサポートセンター／貿易投資相談課
E-mail : scb-support@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所
E-mail : IND-info@jetro.go.jp

目次

I. インド物品サービス税(GST)制度の概要	4
II. GST Reform2.0の概要とその主要ポイント	14
III. 供給の性質を特定するための事例研究	19
IV. リバースチャージメカニズム（RCM）の概要	22

I. インドGST（物品サービス税）制度の概要

I | インドGST（物品サービス税）制度の概要

- I. 2017年7月1日に導入された物品サービス税（GST）は、複数の制度が併存し、煩雑であったインドの間接税の制度の統合および簡素化したことからインド独立後の最大の間接税改革とされている。（具体的にはⅡの点を統合および簡素化した。）
- II. 複数の中央税・州税を単一のシステムで統合することで、GSTはインド全土の共有のプラットフォームを創出し、税金の連鎖的課税を軽減し、コンプライアンスを簡素化し、透明性を向上した。8年以上にわたり、GSTは税率の合理化とデジタル化を通じて着実に進化を遂げ、インドの間接税枠組みとなった。
- III. 本章では、GSTの基本概念を解説する。
 - ◆ GSTは、供給、すなわち商品の製造または販売、およびサービスの提供に対して課される付加価値税である。
 - ◆ GSTは、生産者／サービス提供者から小売業者／消費者レベルに至るまで、包括的かつ継続的な税額控除の連鎖を提供し、サプライチェーンの各段階における付加価値のみに課税する。
 - ◆ 各段階の供給者は、物品またはサービスの購入に際して支払ったGSTの税額控除を受けることが認められており、この控除額を自身が供給する物品またはサービスに対するGSTの納税義務と相殺することができる。したがって、サプライチェーンにおける最終供給者が課すGSTを負担するのは最終消費者だけであり、それ以前の全段階では相殺の恩恵が適用される。
 - ◆ GSTでは各段階における付加価値のみが課税対象となるため、GST制度下では二重課税や税金の連鎖的な積み上がりは発生しない。

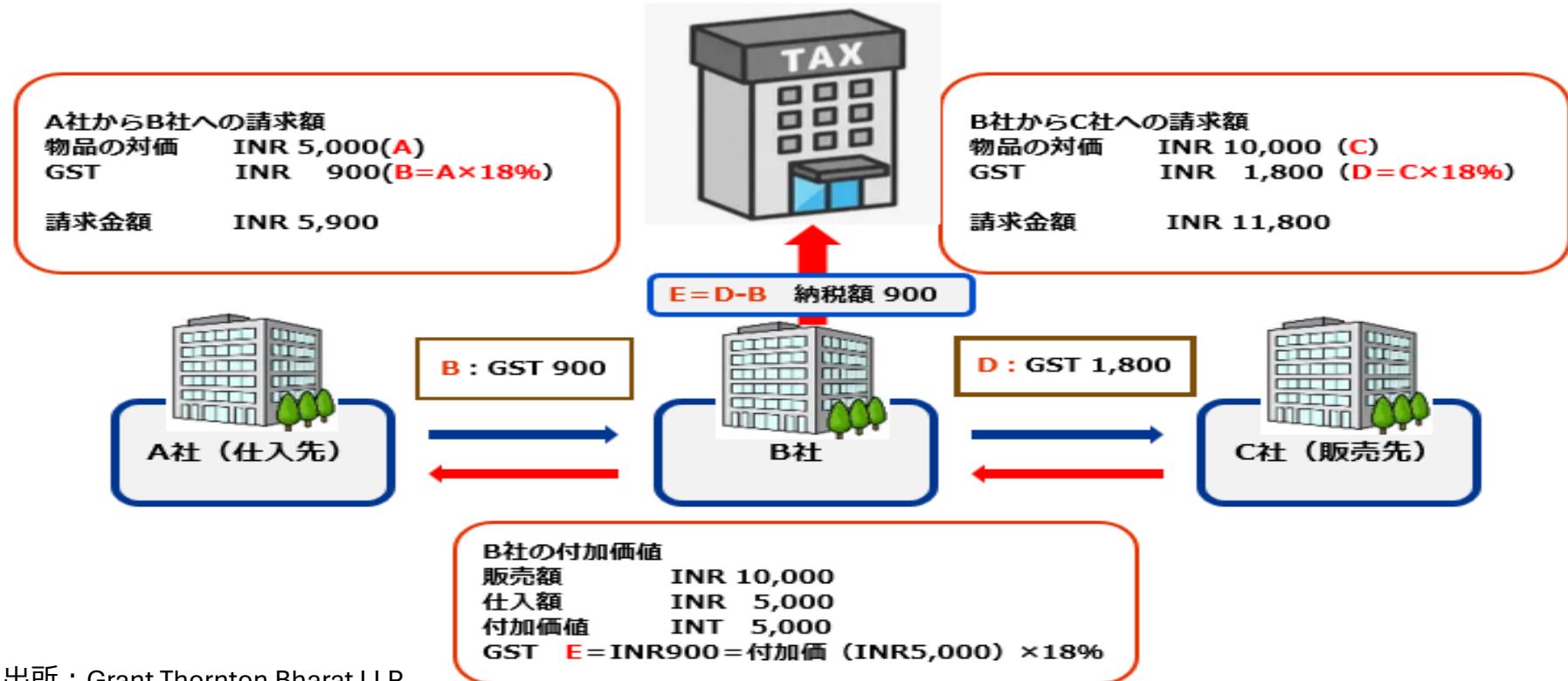
次ページ（p.6）の具体的な数値を用いて、基本概念を図解する。

I | インドGST（物品サービス税）制度の概要

GSTの基本概念

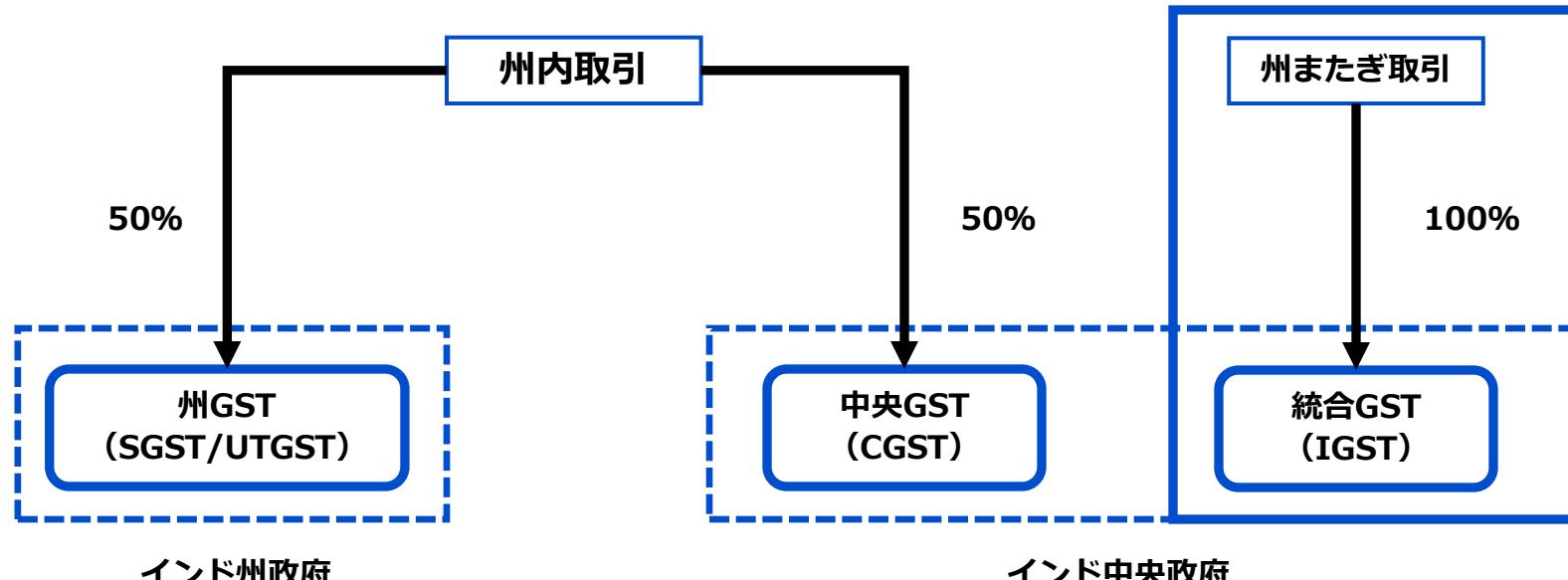
- B社が仕入先のA社から5,000ルピーの物品を購入し、そのまま販売先のC社に10,000ルピー販売を行った。
- B社は当該取引で5,000ルピー（10,000 ~ 5,000ルピー）の付加価値を獲得している。
- この場合のB社が負担（納税）するGSTの金額は900ルピー（5,000ルピー × 18% = 900ルピー）

※本事例では国のみがGSTの徴収を行っており、税率は18%であることを仮定している。



I | インドGST（物品サービス税）制度の概要

項目	概要
統合物品サービス税 (Integrated Goods and Services Tax :以下、IGST)	州間（2州間）における物品および／またはサービスの供給、ならびに輸入および輸出に対して適用される。IGSTはIGST法によって規定されており、税金を徴収する責任機関は中央政府であり、徴収後に中央政府によって各州にさらに分配される。
州物品サービス税 (State Goods and Services Tax :以下、SGST)	州内取引（同一州内）の物品および／またはサービスの供給に対して適用される。州内供給の場合、SGSTとIGSTの両方が課税される。ただし、州は州内で購入または販売される物品および／またはサービスに対してSGSTを課税する。これはSGST法によって規定されています。SGSTは当該州政府が徴収する。
中央物品サービス税 (Central Goods and Services Tax : CGST)	SGSTと同様に、中央物品サービス税 (CGST) はGST制度下で州内取引（同一州内）の品および／またはサービスの供給に対して適用される。CGSTはCGST法によって規定されている。CGSTによる税収は中央政府が徴収する。
連邦直轄地域物品サービス税 (Union Territory Goods and Services Tax : UTGST)	インドの連邦直轄領 (UT) における物品および／またはサービスの供給に対して課される州物品サービス税 (SGST) に対応する税制である。UTGSTは、Andaman and Nicobar Islands, Chandigarh, Daman Diu, Dadra, Nagar Haveli, Lakshadweepにおける物品および／または役務の供給に適用される。UTGSTはUTGST法によって規定されている。UTGSTはインドの連邦直轄領 (UT) が徴収する。



I | インドGST（物品サービス税）制度の概要

GSTの対象（GST上の供給の範囲に含まれる）となる取引

GST法の規定によれば、GSTにおける課税事象は、物品または役務、あるいはその双方の供給を対象としている。上記の補足として、CGST法は第7条で「供給」の範囲を定義している。

第7条により、定義された「供給」の範囲は以下のとおりである。

- ・事業活動の一環として、またはその推進のために、対価を得て行われるあらゆる活動
- ・“個人以外の者”と“その構成員”との間で、対価を伴うあらゆる活動
- ・対価を伴うサービスの輸入（事業遂行中または事業促進のためであるか否かを問わない）

GST登録事業者が行う以下のような物品または役務の提供がGSTの対象取引となります。

制度上の文言	具体的な事例
事業活動	収益や利益追求のためか？
一環として、またはその推進のために	継続して同様の取引をしているか？
対価を得て	支払い・報酬・交換が行われているか？

I | インドGST（物品サービス税）制度の概要

GSTの対象（GST上の供給の範囲に含まれる）となる取引

取引に対価が存在しない場合でも、供給とみなされる特定の活動がある。

- ITC（税額控除）が適用された事業用資産の処分
- 関連当事者との取引（別個の者間の取引を含む）

（別個の者 - 一つの州／連邦直轄地域内か、複数の州／連邦直轄地域においてかを問わず、複数の登録を取得した者、または取得を義務付けられた者は、各々の登録に関して別個の者とみなされる。）

- 納税者の国外の関連者または事業所からの個人によるサービスの輸入
- 商品に関する委託者代理取引（代理人が委託者に代わって行動する場合）

（代理人が委託者に代わって行動している場合、追加供給の請求書が代理人の名義で発行される際には、供給者から代理人への物品の供給は、対価の有無にかかわらず供給とみなされる。また、代理人が委託者に代わって調達する物品が代理人の名義で請求書発行される場合には、代理人から委託者への当該物品の追加供給は、対価の有無にかかわらず供給とみなされる。）

第7条の2に基づき、供給の範囲からの除外事項は次のとおりである。

- 雇用関係において、または雇用に関連して、従業員が雇用主に対して行う役務
- 現行法に基づき設置された裁判所または審判所によるサービス
- 郵政省、貨物またはサービスの輸送、空港または港湾、および事業体へのサービス以外の政府のすべての活動
- 国会議員、州議会議員、パンチャヤット議員、自治体議員及びその他の地方自治体の議員が行う職務
- 憲法の規定に基づきその職位において職務を行う者によって行われる職務

I | インドGST（物品サービス税）制度の概要

GSTの対象外（GST上の供給の範囲外）となる取引

第7条の2に基づき、供給の範囲からの除外事項は次のとおりである。

- 雇用関係において、または雇用に関連して、従業員が雇用主に対して行う役務
- 現行法に基づき設置された裁判所または審判所によるサービス
- 郵政省、貨物またはサービスの輸送、空港または港湾、および事業体へのサービス以外の政府のすべての活動
- 国會議員、州議会議員、パンチャヤット議員、自治体議員およびびその他の地方自治体の議員が行う職務
- 憲法の規定に基づきその職位において職務を行う者によって行われる職務
- 中央政府、州政府または地方公共団体が設置する機関において、議長、委員または理事として職務を行う者であって、本条の施行前に従業員とみなされない者が行う行為
- 葬儀、埋葬、火葬場または靈安室におけるサービス（故人の搬送を含む）
- 土地の売却（不動産の売却を含む。ただし、対価の全額が、競争証明書取得後または最初の占有のいづれか早い時期に受領される場合に限る。）
- 競馬、賭博、宝くじ、オンライン金銭ゲームおよびびギャンブルを含む、特定された訴追可能な請求以外の訴追可能な請求
- 非課税地域内の場所から非課税地域内の別の場所への物品の供給であって、当該物品がインドに入らないもの（すなわち、国外における物品の移動）
- 国内消費のための通関前に、倉庫保管品をいかなる者に対しても供給すること
- 国内消費のための通関前に、倉庫保管品をいかなる者に対しても供給すること
- 特別経済区域または自由貿易倉庫区域に保管されている貨物を、輸出通関前または国内関税地域に向けていかなる者に対しても供給すること
- 貨物がインド国外の積出港から発送された後、国内消費のための通関前において、荷受人が貨物の運送証券を裏書することにより、他の者に対して貨物を供給すること（公海上の販売）

I | インドGST（物品サービス税）制度の概要

GSTの対象外（GST上の供給の範囲外）となる取引

- 保険会社が再保険会社に対して支払う再保険料から控除される割当て手数料または再保険手数料の対象となる保険会社から再保険会社へのサービス。ただし、中央税、州税、連邦直轄地域税及び統合税が、再保険業者によって、保険会社が再保険業者に支払うべき再保険料総額（当該割譲手数料または再保険手数料を含む）に対して支払われることを条件とする（再保険業者に提供したサービスに対して保険会社が留保する再保険手数料は、供給には該当しない）。
- 共同保険サービスの場合、主たる保険会社が保険料総額に対してGSTを支払う場合、共同保険者と分担する当該保険料は供給に該当しない。
- 中央間接税委員会（CBIC）通達：中央間接税法（CGST法）第7条の2に関するもの；
 - 土地の整地、排水管・電線などの敷設などの開発を経て行われる土地の売却も、土地の売却に該当し、供給から除外される。ただし、土地の開発のために提供されるサービスは供給から除外されず、GSTの対象となる。
 - 雇用主が従業員との間で締結した契約に基づき提供される福利厚生は、契約条件に従って提供される場合、物品サービス税（GST）の対象とはならないとされている。
 - ただし、雇用主から従業員への贈与で、従業員1人あたり年間5万ルピーを超えないものは供給から除外される。贈与の価値が5万ルピーを超える場合、その全額が供給として扱われる。

I | インドGST（物品サービス税）制度の概要

Forms	フォームの用途	期限
GSTR-1	様式GSTR-1とは、物品・サービス供給を行うすべてのGST登録者がGSTポータルから電子申告する必要のある供給明細書であり、売上供給の詳細を申告する際に使用する税務申告書（CGST法第37条、CGST法細則第59条）。	毎月の翌月11日
GSTR - 1A	GSTR-1を申告してからGSTR-3Bの申告期日（翌月の20日）までの間に当該GSTR-1で申告した内容を修正するために使用する申告書。2024年7月からGSTR-1A申告が実務で運用される以前は、供給者が一度申告したGSTR-1を修正したい場合は翌月のGSTR-1申告期日まで待つ必要があったが、現在はGSTR-3Bの提出前までに修正が可能となった。	該当月のGSTR-3Bを提出する前
GSTR-3B	様式GSTR-3BとはGSTの簡易概要申告書であり、GST納税者が特定の課税期間における売上供給や仕入の概要を申告する際に使用する月次の税務申告書（CGST法第39条、CGST法細則第61条）。自社の売上供給は、自社のGSTR-1の数値を申告し、自社の仕入は、仕入先からのGSTR-1の数値を申告する。	翌月の20日
GSTR-9/9B	物品・サービス供給を行うすべてのGST登録者が翌年の12月31日までにGSTポータルから電子申告する必要のあるGST年次申告書（CGST法第44条、CGST法細則第80条1項）。売上供給、仕入れ、仕入税額控除等の詳細をCGST/SGST/IGSTの区分ごとに申告する。月次申告である <u>GSTR-1</u> や <u>GSTR-3B</u> を年度単位で集計したものである。	翌年の12月31日
GSTR-9C	総売上（Aggregate Turnover）が5,000万ルピー以上の物品・サービス供給を行うすべてのGST登録者がGSTポータルから電子申告する必要のあるGST年間調整申告（CGST法第44条、CGST法細則第80条3項）。	翌年の12月31日

I | インドGST（物品サービス税）制度の概要

申告書種類	金額の閾値と無申告	延滞料*2 (CGST法に基づく)	上限の定めがあるもの*3 (CGST法に基づく)
GSTR-1 及び GSTR-3B	無申告	1日あたり10ルピー	250ルピー
	ATO during PY*1 ≤ 1,500万ルピー	1日あたり25ルピー	1,000ルピー
	1,500万ルピー < ATO during PY*1 ≤ 5,000万ルピー	1日あたり25ルピー	2,500ルピー
	5,000万ルピー < ATO during PY*1	1日あたり25ルピー	5,000ルピー
GSTR-9/9B/9C	5,000万ルピー ≤ ATO during PY*1	1日あたり25ルピー	5,000ルピー
	5,000万ルピー < ATO during PY*1 ≤ 2億ルピー	1日あたり50ルピー	0.02%州もしくは連邦直轄領における売上高
	2億ルピー < ATO during PY*1	1日あたり100ルピー	0.25%州または連邦直轄領における売上高

出所 : Grant Thornton Bharat LLP

*1 ATOとはAsset Turnoverの略であり、Revenue（売上高） /Average Total Assets（総資産平均残高）で算出する。

*2 遅延料に相当する金額は州間物品サービス税法においても課され、純税額に対して年率18%の利息が課せられる。

*3 中小事業者や申告漏者の救済を目的として、上限を設けている。

II. GST Reform2.0の概要とその主要ポイント

II | GST Reform2.0の概要とその主要ポイント

2025年9月3日に開催された第56回GST理事会で、インドの税制構造を簡素化し、一般市民の負担軽減を図るとともに、制度内の長年の課題に対処することを目的とした「GST 2.0」が発表された。

最も重要な変更点の一つは、4段階税率から3段階構造への移行としている。2025年9月22日から、生活必需品および優先セクター等には5%、標準品には18%が適用され、新たに嗜好品・高級品には40%の税率が導入された。この税率合理化案は、日常消費財の税負担軽減に焦点を当てている。結果、9割近くの品目の税率が下がることとなり、中間層以下の消費者に大きな減税効果があるとされている。

旧税制	内容	新税制	内容
0%/免税取引	生活必需品等	0%/免税取引	生命にかかわる医療品・教育個人向け保険等
5%	医療品・その他生活関連	5%	生活必需品・優先セクター等
12%	衣料品・その他生活関連	18%	標準税率
18%	多くの物品・サービス	40%	嗜好品・高級品
28%	嗜好品・高級品		



出所：Grant Thornton Bharat LLP

- 食料品と優先セクターに対するGSTは5%に引き下げ。
- 小型車、オートバイ、エアコン、電子機器も28%から18%の税率区分に軽減。
- 大型車やSUVは嗜好品または高級品の分類となり、新税率の40%が適用。
- 公衆衛生強化のため、36種類の重要救命医薬品がGST免除対象（必須治療へのアクセスがさらに改善）。
- 個人向け生命保険および医療保険契約のGST免除（幅広い層がより手頃な価格でこれらの保険を利用）

※ 次ページで主な品目別の税率変更を掲載する。

GST Reform2.0 主な品目別の税率変更

大項目	品目	旧税率	新税率
生活必需品	チーズ、バター、UHTミルク	12%/5%	5%/免税(0%)
	歯磨き粉・シャンプー・石鹼・化粧品など	18%	5%
	文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、地図など）	12%	免税(0%)
医薬品・医療機器	36種類の医薬品	5%	免税(0%)
	がん・希少疾患用薬	12%	免税(0%)
自動車・二輪車	小型車・二輪車・三輪車	28%	18%
	大型・高級車・SUV・大型バイク（増税項目）	28%	40%
	トラクター部品・農機エンジン	18%/12%	5%
耐久消費財・家電の減税	エアコン、テレビ、食洗機など	28%	18%
建設資材・不動産関連	セメント	28%	18%
	大理石・花崗岩ブロック、建築用板材、石材、サンドライム煉瓦など	12%	5%
農業・肥料・灌漑関連	農業用機械、灌漑設備、ディーゼルポンプなど	12%	5%
	肥料関連（硫酸・硝酸・アンモニア・ミクロン栄養素など）	18%/12%	5%
再生可能エネルギー・燃料関連	太陽熱装置・燃料電池車	12%	5%
	石炭・リグナイト・泥炭・バイオディーゼル（増税項目）	5%/12%	18%
	生命保険・医療保険（個人向け）	18%	免税(0%)
サービス分野（保険・運輸・ホテル等）	ホテル宿泊（7,500ルピー以下）、映画入場（100ルピー以下）など	12%	5%
	カジノ・賭博・競馬など（増税項目）	28%	40%

II | GST Reform2.0の概要とその主要ポイント

法改正・制度面の主な変更

項目	概要
仲介サービスにおける供給に代わる修正	仲介サービスに関するGSTの取り扱いを規定する中央間接税法（CGST法）第13条8b項の削除案は、国際的な税制基準との整合性を図り、訴訟を減少させることを目的としている。この改正により、外国顧客に提供される仲介サービスが輸出とみなされ、GSTの課税対象から除外される（すなわちゼロ税率が適用される）こととなった。
値引き（Post-sale Discount）の処理明確化	中央間接税法（CGST法）第15条および第34条に基づく販売後割引の取り扱いが改正され、事前契約の締結を不要とし、クレジットノート方式に統一するとともに、仕入税額控除（ITC）の調整方法が明確化された。
低額輸出品の還付制限撤廃	中央間接税法（CGST法）第54条第14項の改正により、これまで還付の対象外とされていた1,000ルピー以下の低価値輸出貨物についてもGST還付が認められることとなり、中小輸出業者の資金繰りを支援する措置として導入された。

出所：Grant Thornton Bharat LLP

II | GST Reform2.0の概要とその主要ポイント

貿易円滑化・制度強化

項目	概要
リスクベースの仮還付制度導入（ゼロレート輸出・IDS）	還付請求額の90%が「仮還付」として即時に承認される仕組みであり、システムが自動的にリスクを判定し、低リスクと判断された納税者については迅速に処理を行うことも目的としている。一方で、高リスクと判断された場合には、税務官による詳細な審査を経て還付が実施されることになる。リスク基準や対象事業者の範囲については、後日通知により指定される予定。
小規模事業者の簡易登録制度	自動承認制を導入し、低リスクと判断された事業者については3営業日以内に登録が完了する仕組みとなる。対象は、他の登録事業者への課税売上が月額25万ルピー以下の小規模事業者などであり、この制度は希望に応じて任意で参加・退出することができる。
電子商取引（ECO）小口供給者向け簡易登録スキーム導入	ECO（電子商取引事業者）を通じて複数の州で販売を行う小規模供給者が対象となる。現行制度では各州に「主たる営業所」を設ける必要があり、小規模事業者にとっては過重な手続き負担となっていた。新制度では簡易登録スキームが導入され、単一の登録で複数州にわたる販売が可能になる見込みである。なお、制度の詳細な設計については、後日GST評議会で承認される予定。
GSTAT（控訴審判所）設立・運用開始	GSTAT（控訴審判所）は、GSTに関する紛争を迅速かつ効率的に解決するために設立される新たな審判機関である。2025年9月末までに控訴の受理を開始し、同年12月末までに審理を開始する予定。また、2026年6月30日までには未処理の控訴案件の提出を完了させることが求められている。GSTATの本部（Principal Bench）は、全国事前裁定機関（NAAAR）も兼務し、全国的に統一的な判断を行う役割を担う。これにより、税務紛争の処理が迅速化され、納税者にとって法的な予見性と安心感が高まることが期待されている。

出所：Grant Thornton Bharat LLP

III. 供給の性質を特定するための事例研究

III | 供給の性質を特定するためのQ&A

状況	供給の性質
<p>A社(Maharashtra州 Mumbai)は、B社(Gujarat州 Surat)から特定商品の供給に関する注文を受けた。A社は商品のSuratへの配送を手配した。B社はSuratで商品の引き渡しを受けた。</p>	<p>IGST法第7条に基づき、供給者の所在地がMumbaiであり、供給場所がSuratである場合（いずれも異なる州に所在）、当該供給の性質は州間供給として扱われる。</p> <p>上記の場合において、商品の引き渡しがB社のMumbai本社で行われる場合、供給場所はMumbaiとなり、供給者の所在地も同一であるため、当該供給の性質は州内供給として扱われる。</p>
<p>Mumbaiに所在するC社は、シンガポールに所在するD社からの受注に基づき自社製品を輸出している。</p>	<p>これには、供給者の所在地がインド国内であり、供給場所がインド国外である場合も含まれる。したがって、物品の輸出は、IGST法第7条の5に基づき州間取引とみなされる。</p> <p>本取引は、物品をインド国外の場所へ持ち出すことを伴うため物品の輸出に該当し、供給者は免税供給の恩恵を受けることができる。</p>
<p>MumbaiのE社はF社から注文を受けた。価格は運賃込みである。E社はMumbaiの特別経済区(SEZ)にあるF社へ商品を納入する。</p>	<p>特別経済区域内の事業体による、または特別経済区域内の事業体への物品または役務の供給は、第7条の5に基づき州間供給とみなされ、その供給の性質は州間供給となる。</p> <p>本件において、供給先がMumbaiの特別経済区域内に所在するF社であるため、当該取引は州間供給に該当する。</p>

III | 供給の性質を特定するためのQ&A

状況	供給の性質
G社（Tamil Nadu州登録）は、Puducherry連邦直轄領に登録された支店に株式を移転する。	GSTの目的上、別個のGST登録を有する納税者の支店は別個の事業者とみなされ、当該別個の事業者間の取引もGSTの対象となる。また、供給者がTamil Nadu州に所在し、Puducherry連邦直轄領にあるため、供給者の所在地と供給場所は異なる州に位置する。したがって、当該供給の性質は州間供給となる。
H社（本社：Tamil Nadu州Chennai）は、同一州Coimbatore所在の支店へ在庫を移転する（当該支店は独立したGST登録を有しない）。	本件において、H社のCoimbatore支店は独立したGST登録を有していないため、同支店へ移転された在庫に対してGSTを支払う必要はない。これは単にH社の支店間における在庫移転に過ぎない。注記：H社のCoimbatore支店は、H社のGST登録における追加事業所として含める必要がある。
I社は、自社工場(Uttar Pradesh州 Lucknow)から小売ショールーム(Uttar Pradesh州 Kanpur)へシャツ1,000枚を移送し、同地での販売を行う。これに伴いUttar Pradesh州においてLucknow工場を主たる事業所、Kanpurショールームを追加事業所とする登録を1件行った。	対価が支払われないため、同一州内における单一登録下での工場から小売展示場への物品供給は供給に該当しない。したがって、当該供給はGST法上供給を構成しないため、供給の性質を判断する必要はない。

N. リバースチャージメカニズム（RCM）の概要

IV | リバースチャージメカニズム（RCM）の概要

リバースチャージとは、通知された供給区分について、物品または役務の供給者ではなく、当該物品または役務の供給の受領者に納税義務が生じることをいう[第2条(98)]。間接税の基本原則として、税負担は最終的に受取人に転嫁される必要があるとされる。通常、GSTの納付義務およびコンプライアンス義務（すなわち、GST登録の取得、政府への納税、申告書の提出など）は供給者に課せられるが、供給者は受取人からこれを回収することができる。しかし、リバースチャージ制度の下では、GSTの納付およびコンプライアンス要件（すなわち、GST登録の取得、政府への税金の納付、申告書の提出など）に関する法定義務が、供給者から受領者に移行する。

リバースチャージ制度においては、以下の場合、物品または役務、あるいはその双方の受領者がリバースチャージ方式に基づき中央間接税（CGST）または統合物品サービス税（IGST）が課税対象となる。

Case 1 政府がGST評議会の勧告に基づき指定された当該物品または役務、もしくはその両方の供給。

Case 2 政府がGST評議会の勧告に基づき指定された登録されていない供給者による特定区分に属する登録者への特定区分に属する物品または役務、あるいはその双方の供給。（Case 2は「不動産事業者」という登録事業者クラスに対して、かつ「建設プロジェクトにおける最低購入価額不足分／セメント／資本財」という物品・サービスのカテゴリに限られている。）

上記の場合においては、CGST法/IGST法のすべての規定は、当該物品または役務、あるいはその双方の供給に関連する税金の納税義務者であるかのように、受領者に適用されるものとなる。

通常のインド国内取引

インド国内のA社からインド国内のB社に対して、1,000INRのサービスを提供した。（※本事例では国のみがGSTの徴収を行っており、税率は18%であることを仮定している。）

A社（インド国内）



B社（インド国内）



借方	貸方	借方	貸方
売掛金 1,180	売上 1,000	仕入 1,000	買掛金 1,180
仮受GST 180		仮払 GST 180	

RCMの該当する場合

インド国外のA社からインド国内のB社に対して、1,000INRのサービスを提供した。（※本事例では国のみがGSTの徴収を行っており、税率は18%であることを仮定している。）

A社（インド国外）



B社（インド国内）



借方	貸方	借方	貸方
売掛金 1,000	売上 1,000	仕入 1,000	買掛金 1,000
		仮払 GST 180	仮受GST 180